



# あなたの愛犬がみんなから好かれるために

～飼主としての義務と心がけ～

## ① 犬を放し飼いにしない！

犬は係留するか、逃走しない方法（囲い、ゲージなど）で飼うこと。散歩のときも、必ず引き綱をつけましょう。平成17年5月に、放し飼いの犬が子供にかみついた事件がありました。また、犬の交通事故死が増えています。

※ 放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。

## ② 排泄物の処理は適切に行うこと。

散歩中の犬の「フン」は飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。

※ 家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。

## ③ 登録の義務があります。

生後3か月以上の犬は、生涯1回の登録と毎年1回の予防注射を必ず受けさせましょう。犬の鑑札と注射済票は必ず首輪に付けましょう。なお、登録した犬が死亡したり、所有者などの変更がある場合は役場に届出をしてください。

## ④ 人の迷惑にならないように飼いましょう。

飼主にとっては愛らしい鳴き声も、他人にとっては騒音となります。「しつけ」と「気配り」を大切に。

## ⑤ 犬も家族計画！

繁殖を望まない場合には、飼主の責任で繁殖制限をしましょう。不妊・去勢手術は犬に害のあるものではなく、不幸な子犬を作らない最善の方法です。

※ 愛情と責任をもって終生飼いましょう。

## ⑥ 犬に無責任にエサだけ与えている方へ！

飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。



# 「レジ袋! NO! キャンペーン 2007」

## 参加協力店募集

松前町では、周辺市町と共同で、ごみの減量及び地球温暖化対策の一環として、「ごみ」として捨てられている不要なレジ袋を削減するために、「レジ袋! NO! キャンペーン2007」の参加協力店を募集します。

### キャンペーンの内容

キャンペーン期間中（10月～12月）、参加協力店は買い物客が1回の買い物につき、レジ袋を断るごとに、応募カードにスタンプ1個を押印します。買い物客はスタンプ10個が押印されたカードで各種景品が当たる抽選に応募できます。

※ 募集締切後の参加協力店説明会で事業の詳細を説明します。

**募集締切** 8月24日(金)

**対象** 町内に店舗があり、レジ袋を買い物客に渡している小売店

**申込み・問い合わせ** 役場生活環境課 ☎985-4117



### ● ごみ減量-ロメモ ●

紙類? 紙ごみ?

- 線香や石けんなどの匂いのついた紙
- ドライシーラーといわれる圧着型見開き式はがき
- 色紙や化粧箱にあるような金や銀の箔が付いている紙
- FAX用紙や感熱式レシート紙

紙類の雑誌類に分別できそうですが、熱で溶ける糊や薬剤の成分が紙にありますので可燃ごみに分別しましょう。

● ごみ減量対策委員会 ●